

二宮町ツイッター防災・安全安心情報配信基準

(目的)

第1条 この基準は、ITを活用したきめ細かい情報提供を推進し、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、Twitter社が運営するツイッターに防災情報、安全安心情報等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ツイッター」とは、Twitter社が立ち上げたサービスをいう。
- (2) 「公式ツイッター」とは、二宮町が設置・運用するツイッターをいう。
- (3) 「ツイート」とは、それぞれの投稿をいう。
- (4) 「タイムライン」とは、ツイッターのページで他ユーザー及び自分のツイートが表示される部分のことをいう。
- (5) 「フォロー」とは、他のユーザーのツイートを自分のタイムラインに表示することをいう。
- (6) 「リツイート」とは、他ユーザーのツイートを自分が再度ツイートし、自分をフォローしているユーザーにも共有することをいう。
- (7) 「リプライ」とは、他ユーザーのツイートに返信をすることをいう。

(配信媒体)

第3条 ツイッターにより、次の媒体において情報を配信し、情報の内容に応じ媒体を選択し配信することができるものとする。

- (1) インターネット通信ができるパーソナルコンピュータ（以下「PC」という。）からの閲覧
- (2) 携帯電話、スマートフォン等からインターネット通信を利用した閲覧
- (3) スマートフォン等からアプリケーションを利用し、インターネット通信を利用した閲覧

2 前項各号は、インターネット通信が利用できなければ閲覧することができない。

(情報配信)

第4条 前条第1項に規定する情報配信は、インターネット通信を利用し会員登録を行い、二宮町が配信した情報を自分の画面に表示させることにより、閲覧することができる。また、自分の画面に表示された二宮町の配信情報をそのまま投稿することができ、自分の配信情報を画面に表示させている他人が情報を閲覧することができる。

(費用等)

第5条 情報を受信するための機器、通信費等は、利用者が負担する。

(免責事項)

第6条 利用者は情報の受信にあたってはTwitter社との契約、規約等に従うものとし、Twitter社と利用者との契約、登録等により生じた問題については、二宮町は一切の責任を負わない。

(情報内容)

第7条 情報提供を行う内容は、別表に定めるものとする。

(リプライ、リツイート及びフォローの制限)

第8条 リプライは原則行わない。ただし、国、他の地方公共団体、公益法人等が発信したツイートで、特に配信担当課長が認めるものはこの限りではない。

2 リツイートは原則行わない。ただし、国、他の地方公共団体、公益法人等が発信したツイートで、特に配信担当課長が認めるものはこの限りではない。

3 フォローは原則行わない。ただし、国、他の地方公共団体、公益法人等が発信したツイートで、特に配信担当課長が認めるものはこの限りではない。

4 公式ツイッターのツイートが、他ユーザーによりリプライ及びリツイートされた場合、その内容に関することについて、二宮町は責任を負わないものとする。

(配信依頼)

第9条 情報配信を行うときは、情報所管課は二宮町ツイッター防災・安全安心情報配信票(様式第1号)により配信担当課へ依頼するものとする。

(配信方法)

第10条 町はインターネット通信を利用し、PCから情報提供を行う。

(1) 役場開庁時、防災安全課職員が情報配信を行う。

(2) 役場閉庁時、消防署職員が情報配信を行う。

2 前項各号における承認者は、配信を担当する課等の長とする。

(委任)

第11条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、公表の日から施行する。

※別表、様式第1号省略